池田町民有林管理推進事業補助金交付要綱

（交付の目的）

第１条　この補助金は、森林経営計画加入森林における間伐、人工造林及び作業道補修に係る費用の一部について交付する事によって、カラマツ人工林資源の循環利用及び齢級構成の平準化、広葉樹天然林における大径木育成、及び同一作業道の継続的な利用による森林の有する公益的機能の維持・増進を図る事を目的とする。

（補助金の対象事業）

第２条　補助金の交付の対象とする事業は、次の通りとする。

（１）　間伐

　森林の有する公益的機能の維持増進を目的として人工林、天然林、天然性萌芽林で実施する不良木の淘汰、搬出集積とする。育成しようとする樹木の立木本数の２０パーセント未満伐採する場合に補助対象とする。特に、育成木を選定し、当該育成木の生育及び成長を妨げる樹木のみを伐採する施業手法（以下、育成木施業）の採用を推進する。また、搬出材を池田町森林整備計画に記載する林産施設へ販売する事を推奨する。

（２）　作業道補修・修繕

　土砂の流出など森林の有する公益的機能を著しく低下させる危険性がある作業道の無秩序な開設を防止するため、国庫補助事業又は第1号の実施時に通行する既存作業道において実施する作業道構造の維持・復旧作業とする。

（補助金の交付対象者）

第３条　この補助金の交付対象者は、池田町において森林経営計画を策定している事業主体のうち、地方公共団体を除く者（以下「補助事業者」という。）とする。

２　補助金の交付申請その他の手続きは、この要綱及び町長が別に定めるもののほか、池田町補助金等交付規則(平成２年規則第３４号。以下「交付規則」という。) に定めるところにより行わなければならない。

３　前項の手続きは、補助対象者の委任を受けた補助事業者が代行することができる。

（補助金の交付額等）

第４条　補助金の交付の額は、次の表に掲げる金額とし、１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。但し、補助金の総額が実行経費を超えない範囲とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類 | 補助金額 |
| 間伐 | １２０千円/ｈａ |
| 搬出材を町内林産施設に販売 | 間伐の補助金額＋　５千円/ｈａ |
| 丸太を林地外に搬出した場合 | 間伐の補助金額＋８０千円/ｈａ |
| 風害危険地で実施した場合 | 間伐の補助金額＋　５千円/ｈａ |
| 森林認証取得山林で実施した場合 | 間伐の補助金額＋　５千円/ｈａ |
| 育成木施業を実施した場合 | 間伐の補助金額＋１０千円/ｈａ |
| 作業道補修 | 1千円/ｍ |

(交付申請書の添付書類)

第５条　補助対象者は、交付規則第６条に規定する交付申請書を町長に提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　事業計画書(別記第１号様式)

(２)　補助金等交付申請額算出調書(別記第２号様式)

(３)　経費の配分調書(別記第３号様式)

(４)　事業計画書(別記第４号様式)

(５)　その他町長が必要と認める書類

(地方消費税の取扱い)

第６条　補助対象者は、補助金の交付申請時に当該補助金に係る消費税仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、補助金に係る消費税等仕入控除額の内訳（別記第６号様式）を添付の上、消費税仕入控除額を減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(実績報告書の添付書類)

第７条　補助対象者は、交付規則第１４条に規定する実績報告書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　事業実績書(別記第１号様式)

(２)　経費の配分調書(別記第３号様式)

(３)　事業実績書(別記第４号様式)

(４)　補助金等精算書(別記第５号様式)

(５)　その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第８条　町長は、交付規則第１６条の規定により補助金の確定後に当該補助金を交付する。

(補助対象者の義務)

第９条　補助対象者は、補助対象事業の施行地を当該補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して５年以内に森林以外の用途に転用する場合又は当該補助対象事業の施行地の立木を全面伐採撤去する場合において、当該転用又は伐採除去(以下「転用等」という。) 及び補助対象事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡をし、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助対象事業の施行地が森林以外の用途へ転用させる場合、あらかじめ町長にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。ただし、公用、公共用、天災地変、その他やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の減免について町長と協議することができる。

(補助の期間)

第１０条　補助を行う期間は令和４年度から令和６年度までとする。

(その他)

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。